

令和8年2月19日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大 竹 准 一
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	柳 下 剛
同	斉 藤 たかみ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和8年1月13日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実による損害を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、公害調停に係る手続の中で、職員が「個人情報（略）を含む行政文書を職場外である自宅に持ち帰りUSB記録媒体に、暗号化・書留・本人限定受取等」による郵送等といった「安全管理措置を一切講じることなく、普通郵便で送付し、紛失した」、「通常郵便で送付する行為は、行政機関として通常期待される注意義務を著しく逸脱しており、裁量の範囲を明らかに逸脱又は濫用した違法な事務執行である」ため、「郵送費、内部調査に要した人件費、情報公開請求対応費用等の公金支出」が違法又は不当な支出であることを主張している。また、当該支出による損害について、「関係職員に対する返還又は求償の可否を検討すること」を求めており、関係職員に対して損害賠償請求権を行使しないという、怠る事実を請求の対象としている。

また、職員による違法な事務執行について、「類似の（略）個人情報（略）漏えい事件においては、（略）慰謝料が認容されている」とした上で、「国家賠償請求が提起される蓋然性は極めて高い」ことをもって、住民監査請求の違法な公金支出となり、その支出自体が財務会計上の損害対象となること、また、これにより発生する関係職員に対する国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に基づく求償権を行使しないという、怠る事実を請求の対象としている。

しかしながら、本件措置請求は、以下のとおり、法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を具備していない。なお、請求人は、上記のほか、「本件違法行為に関与した職員及び管理責任者の事実調査と責任の明確化」、「（略）個人情報（略）を含むUSB記録媒体紛失、加賀町警察調書 事件番号【456】の調書を申請人に提示すること、謝罪、第三者不正利用発覚した場合の責任の明確化」、「令和7年（調）第2号事件第1回調停記録の行政文章（黒塗りが無い）の提示と事実確認」及び「（略）個人情報（略）を含む資料の送付・管理に関する内部規程及び運用を点検し、USB等記録媒体の使用禁止、暗号化の義務化、回収手続の明確化等、実効性ある再発防止措置を講じること」を勧告するよう求めているが、これらの措置は財務会計上の行為又は怠る事実の是正等に該当しているとはいえず、住民監査請求の目的に沿ったものとは認められない。

(1) 郵送費の支出について

請求人は、個人情報の郵送に係る事務執行が違法であることをもって、郵送費の支出も違法又は不当であると主張し、当該支出が損害であると捉えている。しかし、調停資料の送付に当たり郵送を要したことを否定する事実や主張がないことから、郵送費の支出が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとはいえず、また、損害発生的事实を摘示しているとはいえない。

(2) 内部調査に要した人件費の支出及び情報公開請求対応費用の支出について

請求人は、個人情報の郵送に係る事務執行が違法であり、「内部調査に要した人件費、情報公開請求対応費用等の公金支出」は、「違法行為がなければ不要であった」ことから、違法又は不当であることを主張し、当該支出が損害であると捉えている。しかし、事故の発生に対し

てなされた内部調査事務及び情報公開請求に基づく事務に係る公金の支出が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとはいえず、また、損害発生的事实を摘示しているとはいえない。

(3) 関係職員に対して損害賠償請求権を行使しない行為について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、「郵送費、内部調査に要した人件費、情報公開請求対応費用等の公金支出」による損害発生的事实が摘示されていないことから、関係職員に対して損害賠償請求権が存在しているとはいえず、請求の対象としている行為は、怠る事実には該当しない。

(4) 国家賠償法に基づく賠償金の支出及び同法に基づく求償権を行使しない行為について

請求人は、国家賠償法第1条第1項に基づく賠償金の支出が発生することを主張しているが、国家賠償請求に係る訴訟が提起されておらず、実際に裁判が行われていない状況において、請求人の主張は、主観に基づくものに過ぎず、公金の支出として相当の確実さをもって予測される状況にはない。併せて、賠償金の支出が確定していない状況において、同条第2項に基づく求償権が存在しているとはいえず、請求の対象としている行為は、怠る事実には該当しない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は不適法なものである。